



すべての市民の  
幸せのために

# 浦安市まちづくり基本条例紹介

令和4年5月29日 浦安市

# 条例制定の背景

- これまで本市の人口増を支えていた大規模住宅開発は終盤
- まちを開発していく「**発展期**」から、  
まちを維持・更新していく「**成熟期**」へと移行
  - 生産年齢人口の減少、高齢化の進展による人口構造の変化
  - 将来的な財政規模縮減の懸念





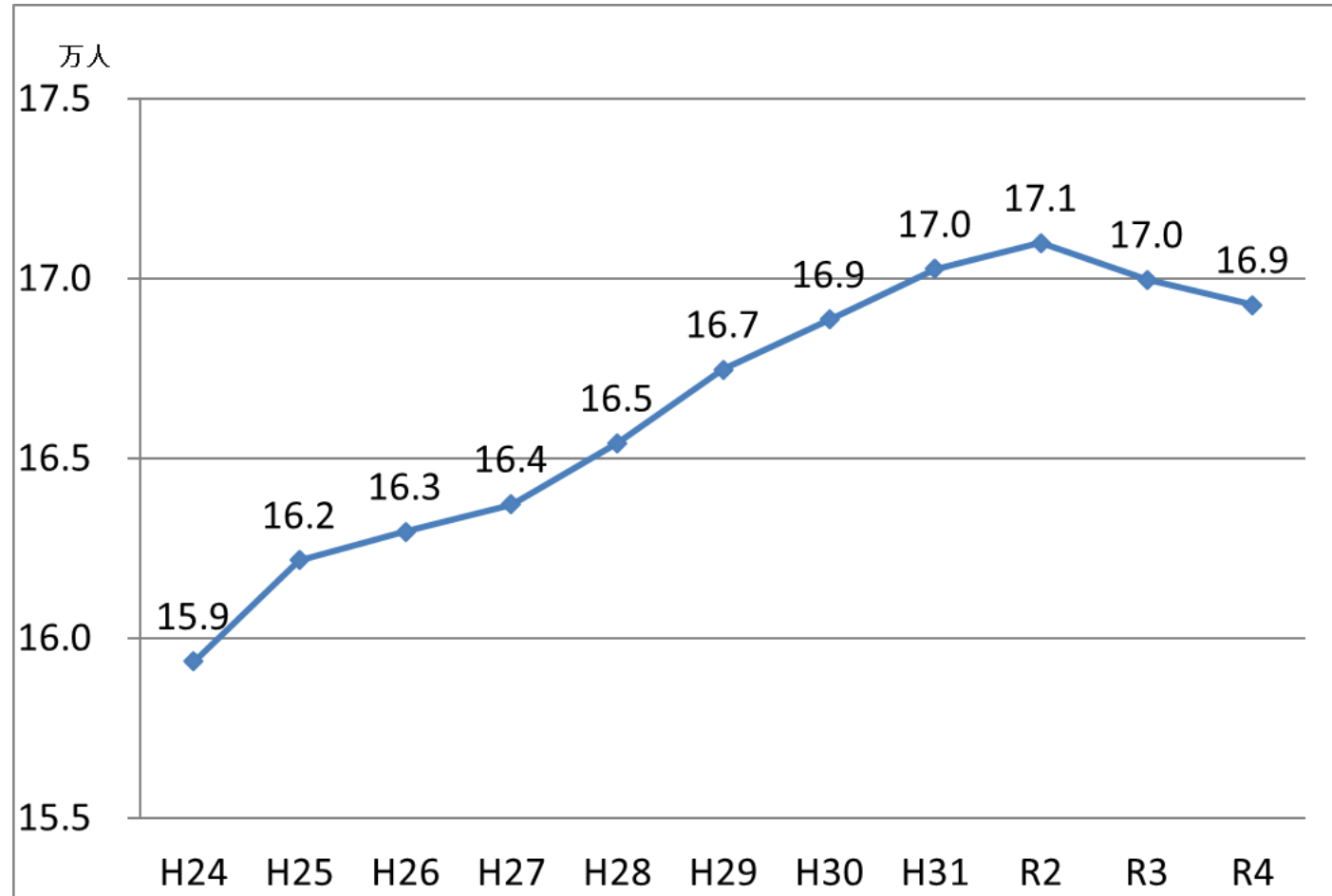
# 市の沿革

- 2度にわたる公有水面埋立事業により、市域面積は約4倍
  - 昭和44年 営団地下鉄（現東京メトロ）東西線開通  
第1期埋立地区では大規模住宅団地が次々と建設
  - 昭和63年 JR京葉線が開業  
第2期埋立地区では様々な業態によるまちづくり



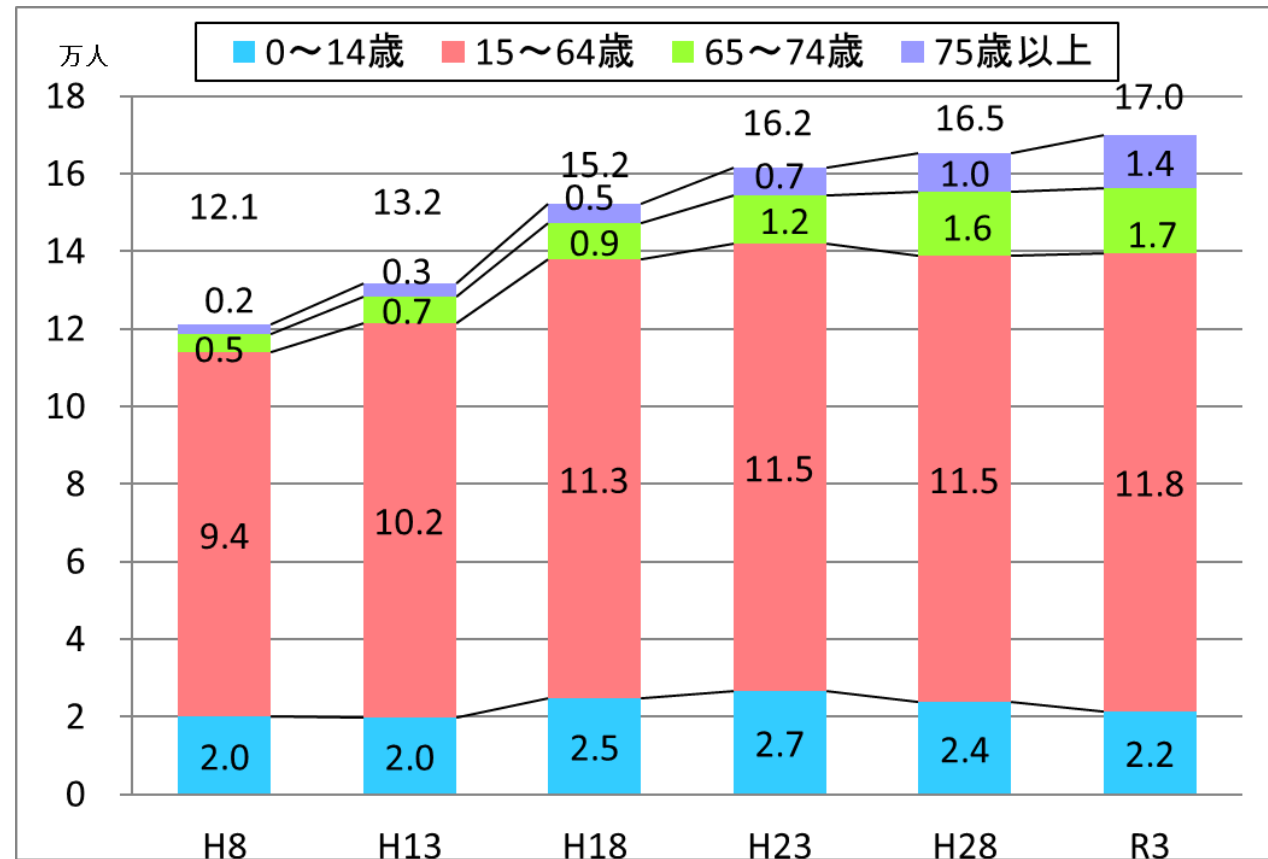
# 人口から見た本市の状況【人口総数の推移】

- 震災後増加していたが、令和3年度以降減少
  - H24 : 159,347人 → R2 : 170,978人 → R4 : 169,259人



# 人口から見た本市の状況【年齢区分別人口の推移】

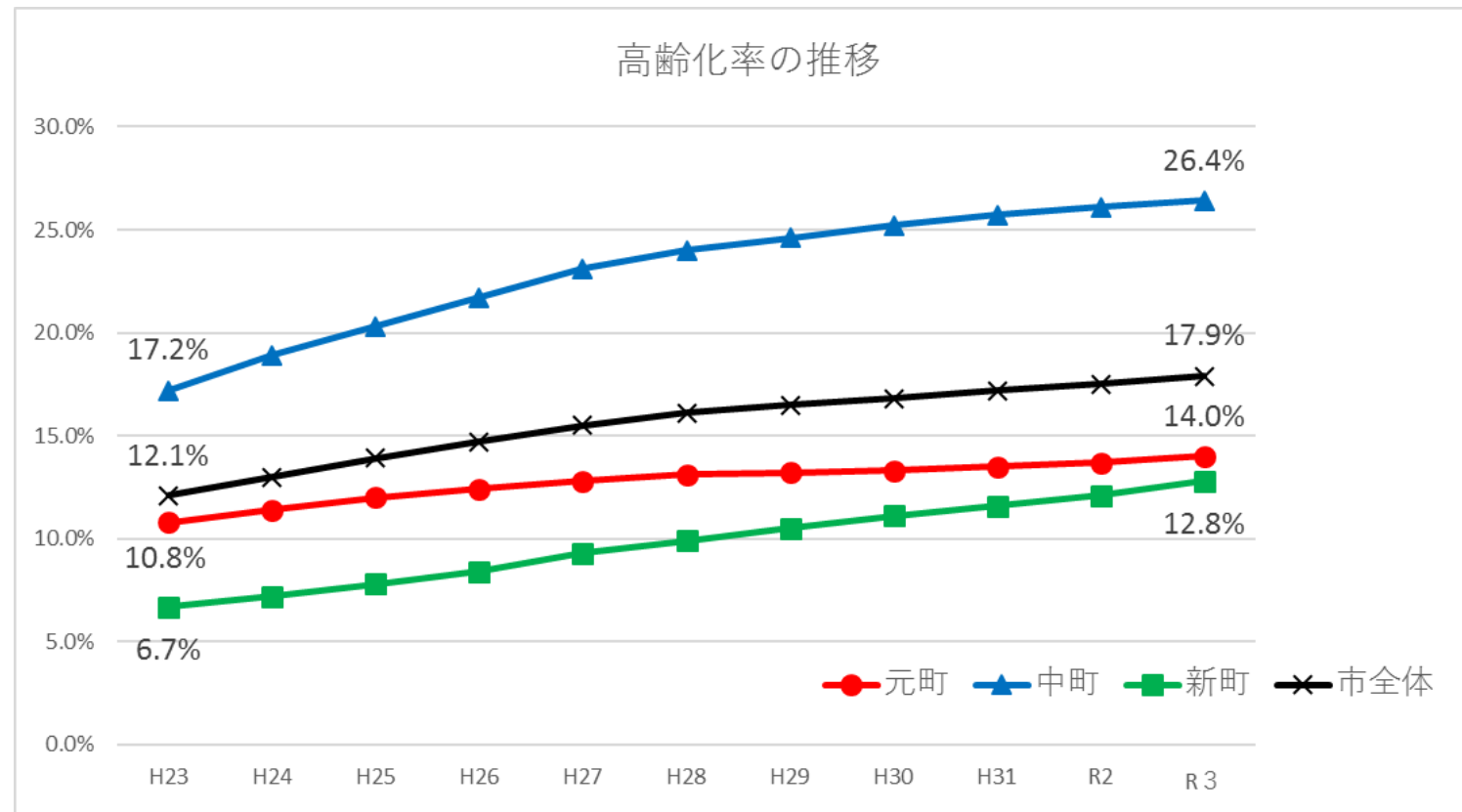
- 相対的に若い人口構成
- 老年人口（65歳以上）が**大きく増加し、急速に高齢化が進行**
  - 年少人口：12.6%、生産年齢人口：69.5%、老年人口：17.9%
  - 老年人口増加率は、全国・千葉県の増加率を大幅に上回る



# 人口から見た本市の状況【地域別高齢化率の推移】

## ● 高齢化率は中町地域が他の地域より高く、その差は拡大傾向

- 元町地域 10.8%→14.0% (+3.2%)
- 中町地域 17.2%→26.4% (+9.2%)
- 新町地域 6.7%→12.8% (+6.1%)



# 人口から見た本市の状況【町丁目ごとと人口推移】

- 町丁目ごとに**増加**・**減少**の傾向が大きく異なる

- **増加傾向**

- 元町地域のほぼ全ての町丁目
- 近年大規模な住宅開発があった中町・新町の一部の地区など

- **減少傾向**

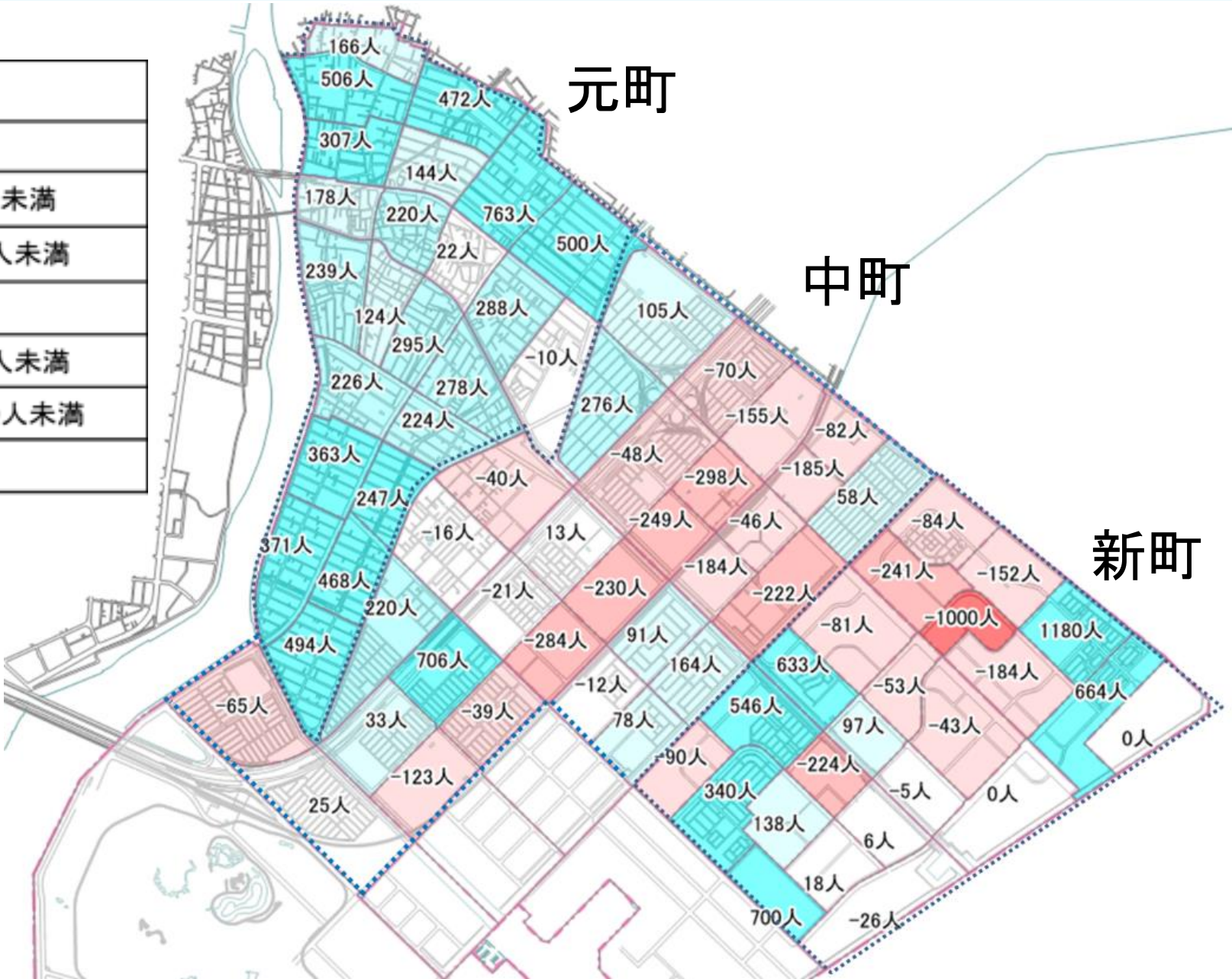
- それ以外の大規模な集合住宅団地や戸建て住宅地区など





# 人口増減マップ【平成23年度～令和3年度】

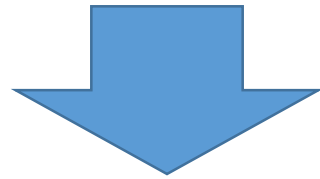
| 色  | 人口増減数         |
|----|---------------|
| 白  | ±30人以内        |
| 淡赤 | -31人～-200人未満  |
| 赤  | -200人～-300人未満 |
| 深赤 | -300人以上       |
| 淡青 | +31人～+200人未満  |
| 青  | +200人～+300人未満 |
| 深青 | +300人以上       |





# 条例制定の必要性

市民や地域コミュニティ、市民活動団体など多様な主体が市や議会とともにまちづくりを進めていくことが一層重要となる



**市民・市・議会が共有できる  
まちづくりのルールを明らかにする**

# 制定までの主な取り組み

- 「市政に関する市民意識調査」を実施
- 「市民アンケート（Uモニ）」を実施
- 「浦安まちづくり市民会議」を開催
- 「(仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会」を開催
- 「市民意見提出手続（パブリックコメント）」を実施



# まちづくり基本条例の条文構成

**第1章 総則**

第1条 目的  
第2条 条例の位置付け  
第3条 用語の定義

①条例全体に共通する基本的事項を定める「総則」

**第2章 まちづくりの基本原則**

第4条 まちづくりの基本的な考え方  
第5条 まちづくりの基本原則

②まちづくりの基本的な考え方やまちづくりの進め方を示す「まちづくりの基本原則」

**第3章 市民の権利及び役割**

第6条 市民の権利  
第7条 市民の役割

**第4章 市長の責務**

第8条

**第5章 議会の責務**

第9条

③まちづくりの主体となる市民・市長・議会の権利や責務

**第6章 情報の共有**

第10条 情報共有  
第11条 情報公開  
第12条 個人情報の保護

**第7章 参加と連携協力**

第13条 参加  
第14条 連携協力

**第8章 健全な市政**

第15条

④「まちづくりの基本原則」を具現化するまちづくりの仕組み

**第9章 広域連携**

第16条

**第10章 条例の見直し**

第17条

⑤千葉県及び国、他の市区町村との連携協力を示す「広域連携」や「条例の見直し」



# まちづくり基本条例のポイント ①「総則」

|  |                      |                  |
|--|----------------------|------------------|
| <b>第1章 総則</b>                          |                      |                  |
| 第1条 目的<br>第2条 条例の位置付け<br>第3条 用語の定義     |                      |                  |
| <b>第2章 まちづくりの基本原則</b>                  |                      |                  |
| 第4条 まちづくりの基本的な考え方<br>第5条 まちづくりの基本原則    |                      |                  |
| <b>第3章 市民の権利及び役割</b>                   | <b>第4章 市長の責務</b>     | <b>第5章 議会の責務</b> |
| 第6条 市民の権利<br>第7条 市民の役割                 | 第8条                  | 第9条              |
| <b>第6章 情報の共有</b>                       | <b>第7章 参加と連携協力</b>   | <b>第8章 健全な市政</b> |
| 第10条 情報共有<br>第11条 情報公開<br>第12条 個人情報の保護 | 第13条 参加<br>第14条 連携協力 | 第15条             |
| <b>第9章 広域連携</b>                        | <b>第10章 条例の見直し</b>   |                  |
| 第16条                                   | 第17条                 |                  |

①条例全体に共通する基本的事項を定める「総則」

## ● 第3条 用語の定義

### ○市民

市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体

### ○まちづくり

公共の福祉を増進するあらゆる取組

# まちづくり基本条例のポイント ②「まちづくりの基本原則」

## 第1章 総則

第1条 目的  
第2条 条例の位置付け  
第3条 用語の定義

## 第2章 まちづくりの基本原則

第4条 まちづくりの基本的な考え方  
第5条 まちづくりの基本原則

## 第3章 市民の権利及び役割

第6条 市民の権利  
第7条 市民の役割

## 第4章 市長の責務

第8条

## 第5章 議会の責務

第9条

## 第6章 情報の共有

第10条 情報共有  
第11条 情報公開  
第12条 個人情報の保護

## 第7章 参加と連携協力

第13条 参加  
第14条 連携協力

## 第8章 健全な市政

第15条

## 第9章 広域連携

第16条

## 第10章 条例の見直し

第17条

②まちづくりの基本的な考え方やまちづくりの進め方を示す「まちづくりの基本原則」

- 第4条 まちづくりの基本的な考え方
- ・ まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とする
- ・ 市民は自らできることは自ら考えて実践
- ・ 市や議会は、市民の取組を補完し、支援

# まちづくり基本条例のポイント ②「まちづくりの基本原則」

## 第1章 総則

第1条 目的  
第2条 条例の位置付け  
第3条 用語の定義

## 第2章 まちづくりの基本原則

第4条 まちづくりの基本的な考え方  
第5条 まちづくりの基本原則

### 第3章 市民の権利及び役割

第6条 市民の権利  
第7条 市民の役割

### 第4章 市長の責務

第8条

### 第5章 議会の責務

第9条

### 第6章 情報の共有

第10条 情報共有  
第11条 情報公開  
第12条 個人情報の保護

### 第7章 参加と連携協力

第13条 参加  
第14条 連携協力

### 第8章 健全な市政

第15条

### 第9章 広域連携

第16条

### 第10章 条例の見直し

第17条

②まちづくりの基本的な考え方やまちづくりの進め方を示す「まちづくりの基本原則」

### ● 第5条 まちづくりの基本原則

#### ①情報共有の原則

まちづくりに関する情報を共有し、活用する

#### ②参加と連携協力の原則

市民の参加により、連携協力してまちづくりを進める

#### ③健全な市政の原則

市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行う



# まちづくり基本条例のポイント ③市民の権利と役割

## 第1章 総則

第1条 目的  
第2条 条例の位置付け  
第3条 用語の定義

## 第2章 まちづくりの基本原則

第4条 まちづくりの基本的な考え方  
第5条 まちづくりの基本原則

## 第3章 市民の権利及び役割

第6条 市民の権利  
第7条 市民の役割

## 第4章 市長の責務

第8条

## 第5章 議会の責務

第9条

## 第6章 情報の共有

第10条 情報共有  
第11条 情報公開  
第12条 個人情報の保護

## 第7章 参加と連携協力

第13条 参加  
第14条 連携協力

## 第8章 健全な市政

第15条

## 第9章 広域連携

第16条

## 第10章 条例の見直し

第17条

③まちづくりの主体となる市民・市長・議会の権利や責務

- 第6条 市民の権利
  - ・ まちづくりに関する情報を知る権利
  - ・ 参加する権利
- 第7条 市民の役割
  - ・ まちづくりに参加するよう努める
  - ・ 互いの立場や考えを尊重し、言動に責任

条例の理念を共有しながら「共創のまちづくり」を進め、

人が輝き躍動するまち・浦安  
～すべての市民の幸せのために～

の実現を目指す